

学費返還規定（来日入学後）

- 入学後（もしくは留学の在留資格を取得後）、6か月分の授業料は返金できません。
 - 当初の予定を早めて修了する場合は、入学から6か月分の授業料を除いて、3か月単位で返金します。
 - 施設費、国民健康保険料、教材費、検定料については、下記の計算方法に基づき計算します。
 - 解約事務手数料を申し受けます。
 - 在留期間更新許可申請が不許可となり、退学して帰国する場合は、返金できません。但し、学費支払い残額が3か月以上ある場合は、下記の計算方法により計算します。
 - 返金計算方法は、以下の通りとします。但し、返金合計金額が解約事務手数料に満たない場合、清算しません。
- ・授業料：（2021年1月生以前）6か月 330,000円／3か月 165,000円（10%消費税込）
（2021年4月生以降）6か月 343,200円／3か月 171,600円（10%消費税込）
 - ・施設費：3か月 6,600円（10%消費税込）
 - ・国民健康保険料：支払い済み分（支払予定分を含む）を除いて返金
 - ・教材費：配布済みテキスト代とコピー代（1か月 500円）を引いて、返金
 - ・留学生保険：返金なし
 - ・検定料：受験分を除いて返金
 - ・解約事務手数料：33,000円
- 学期途中で、就労・日本人配偶者等・家族滞在・定住者等の、留学以外の中長期在留者の在留資格に変更した場合、変更日を含む月までの授業料を除いて、月割りで返金します。事前に在留資格変更予定がある場合にも、3月、6月、9月、12月の支払い月には次期学費を支払った上で、在留資格変更完了後（新しい在留カードを確認後）、授業料を返金するものとします。授業料以外の清算方法は上記の通りとし、解約事務手数料は申し受けません。
 - 法令・校則に違反し、除籍処分となった場合は、返金できません。
 - 返金は、原則として帰国確認後に行います。返金に係る送金手数料は、受取人負担とします。

2020年7月

京都市民国際日本語学校